平成２３年（フ）第２７９号
三重県四日市市尾平町3191番地
債務者　生川　勝浩
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
三重県四日市市平町４番10号　レジデンス富州原202号室
債務者　吉原　有紀
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８５６号
栃木県日光市森友645番地５
債務者　筒井　　忍
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５７号
栃木県日光市森友645番地５
債務者　筒井　昭江
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８６号
岡山市中区海吉1418番地１　メゾンノールＡ―105号
債務者　荒木　健子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４号
北海道帯広市西21条南４丁目39番地　新緑団地1102号
債務者　土田　淳子（旧姓新津）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
北海道帯広市西23条南１丁目123番地19
債務者　上村理恵子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２８２号
横浜市南区永楽町１丁目９番地１　ランドステージ横濱関内805号
債務者　大原世吉こと　金　　世吉
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８４号
横浜市金沢区長浜２丁目２番16号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３６２号
神奈川県茅ヶ崎市南湖６丁目３番29号　マリンハイツ101号室
債務者　新田　芳行（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８２号
神奈川県大和市中央２丁目３番11号　ハイツハタノ201号
債務者　秋本きみえ
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４２４号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目７番地19　横浜鶴ヶ峰ビューハイツ512号
債務者　山崎真理恵
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６４２号
東京都府中市清水が丘１丁目１番地の１ＭＩＤ東府中ビル306
債務者　福田千恵子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８３８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目13番地１　市営住宅24号棟37号室
債務者　外﨑　光子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５３号
栃木県宇都宮市駒生町3360番地63
債務者　臼井　　梓
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係